新指 旧定 対 居 照条文 ピ 目ス 次 等 \mathcal{O} 事 業 0 人 員、 設 備 及 び 運 営に 関 する基準等の 部 を改正 立する省 令 (原 稿 誤 ŋ 印 刷 誤り)

 \bigcirc \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 効 果 的 にな支援 0

 \circ 関 介護医療院する基準 ・ ・ 法 に . . 4 3

 \bigcirc 関 ける基 定 介 準 護 予 平防 成サ 十 1 八 Ľ 年 ス 厚 等 生 \mathcal{O} 工労働省令祭の事業の人具 第 員 +設 五. 備 号) 及 び 運 抄 営 並 び に 指 定 介 護 予 防 サ] ピ ス 等 に 係 る介 護 予 防 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 効 果 的 な 支 援 0 方 法

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

中第あ定提に防、十切二の代供代訪第二な と護、予 八て準九二び三 予の 該条節 +条第の百準 わ問四中指取第防 条 当 第 第の 五十八用 開 っ入十っ 導り四 訪第に 四介 百 十十か十 7 浴 九介 扱十問二 お十護 項 子, لح 処基サ日 支 条 護 う九入項い九予 及百 + ま 介 1 及払護の予あ福条浴並 7 条防び六条 四第 十防る祉の介び三訪の用四難に の福第二社二 +所 F, び をに 淮 \mathcal{O} (第 当ス 終受 六 IJ 用 0 五. 九十 けい第間は具中従第 第用百条第五 了 す 条 九 十 て 法 項 十三 る 具七を 該 る 日 第項貸 十除項 IJ 当 介 条 の予 + o改 種 護 六く。 テ は防 L 第中介 切目下 中与 条 \mathcal{O} 「福な目予五 同と 条 百] 「護な の条 \mathcal{O} まか 正 防十提従相とじあの サ祉い 七第 事 を 八 \mathcal{O} 1 用指 # 業 除 項 彐 第 (原稿誤り) 「及び第六項) 後 第及三び ビ具 に 第四 五. ス貸り 準 び項 第五十 「<u>及び第六項を除</u> と訂正する。 の与詞 業 節 第 及 五十九 者 利 す 兀 び 十条条 ر خ ه 第項第 用 S 規 前丛並六 0) 及 項 あ こ節節 当は 八は具び び項 あ 定 る に該 第第四二 る 「 専 第 第 ののの 五第 百 以門三 は場 規 0 浴のあよ指従四 五. か五 るり定業十項下相号十 合定二一には百節 は 中の利介者九中同談中三 第 第 」 条 っ る の 適 じ員 条 福 兀 \mathcal{O} 「は用護 お 六 五の十 祉 項 「 者 予 介 \mathcal{O} 百い基十 第並十三九 法」該ビびをに九介」扱十問第のの(に五三定と当ス終受つ条護とう九入二場規第第十条代あ介に了けいの予あ福条浴百合定二一左の 十 条 三の 五十八用 の理る護該日る て十防る祉の介八には百節条八 十か十 `六 `の `介法 三訪の用四護 十お は受の予当 (第 領は防し種護第中問は具中従条い基 十 第 +て、 入っのっ業に 福な目予五 準 九 五. ーサ祉い 防十提浴適種以者お 該条節 第十四 項 Ì 用指品サ 三供介切目下 い第 当 第 ピ で 及 五九十 لح] 条 日護な「 同 て四介 並 スビ具定名 び にス貸介 あ準十護項 三の条 F, び第 ス四び業談 九予及百 該の与護 る用 に 六 改 当利一予 費項內者 のす 条防び六第 項 \mathcal{O} る百二十 防第のの容 し用と、 るの福第二十二 防 は四 は +容、当該とあるのとあるの「福祉用 五まか 正 訪五額規問十二定 第二 な 六 カ 中用百条 第 問 定 b 前 百入条と に該る 条る祉百 具七を 第 第四 条 よ指のとのの用七第 二浴のあ 貸 十除の 五. 五十 十介 六く。 り定は 八は具十五与 +十九 「第第「専条十の条従四二以門」三事を 護百条護中の利介 第第 条条 は用護従四 予六の 条のの 五. 、項十 と法「者予業十項下相と条業除あた提供が者力中同談」に対 \mathcal{O} 防十 八 福九第あ定提に防者九中同談祉条二る代供代訪」条「じ員 第及ご 七 ま

لح

る す

介あ

護

準

用

予のるび第項か

条

 \mathcal{O} で

九

ら五

節 第

前四並

こ節節び第

ま第

十第

条 四

じ員

る代供代訪

用第項の理のわ問との適

領始

っ入

て浴第

中は受開

遇準一

与中処基サ

条

十切

二な

日支介四中指取第防は

及払護十「導り四訪

るのは「前項」と読み替えるものとする。	準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあ	ービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基	用具専門相談員」と「第二百六十九条第二項中「法定代理受領サ
---------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

用具専門相談員」と、第二百六十九条第二項中「法定代理受領サ 「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

 \bigcirc 養護老人ホ 1 Δ 0) 設備及び運営に関する基準 (昭和四十一年厚生省令第十九号) (抄)

四•五 (略)	四·五 (略) 基準
の規定による基準の規定による基準の規定による基準に対し、第二十六条	
都道府県が条例を定めるに第一項の規定により、同条	道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基一項の規定により、同条第二項第三号に掲げ
一・二(略)号に定める基準とする。	する。 。
める基準は、次の各号に掲げる三号。以下「法」という。)第	定める基十三号。
老人ホームに係る老人福祉	老人ホームに係る老人
改正 前	改 正 後
(傍線部	

(印刷誤り) 官報では改行とされてい たが、「 第十六条第四 項」以下は前行に続く。

介護医療院の人員、 施設及び設備並び

 \bigcirc

	備並ひに運営に関する基準
	備並ひに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)
(傍	(抄)
(傍線部分は改正部分)	

(印刷誤り) 官報ではルビが振られてい なかったが、「 <u>腔</u> 」には 「くう」とルビを振る。	応ができ	改 正 後
		改正前